

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨の命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、3,000平方メートル以上（有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地については900平方メートル以上）の土地の形質変更（土地の形状を変更する行為全般）をしようとする者は、着手する日の30日前までに、届出をしなければならないこととなっています。</p> <p>大阪市長は届出を受けた場合、その土地が有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の所有者に対し、汚染の状態を指定調査機関に調査させて、その結果を報告するよう命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第4条第1項、第3項 土壌汚染対策法施行規則第22条、第26条、第27条 (https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)</p>
処分基準	<p>○土壌汚染対策法施行規則第26条（有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであること 2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること 3 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること 4 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること 5 前3号に掲げる土地と同等程度に土壌の汚染状態が、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	